

東近江市立御園こどもの家等の指定管理者の指定につき議決 を求めることについて

東近江市立御園こどもの家等の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 30 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市立御園こどもの家	滋賀県東近江市沖野三丁目 2 番 17 号 特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワーク	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市立八日市南こどもの家	滋賀県東近江市沖野三丁目 2 番 17 号 特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワーク	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市立箕作こどもの家	滋賀県東近江市沖野三丁目 2 番 17 号 特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワーク	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市立八日市北こどもの家	滋賀県東近江市昭和町 1095 番地 1 特定非営利活動法人ゆりかごネット	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市立布引こどもの家	滋賀県東近江市八日市浜野町 2 番 17 号 特定非営利活動法人しみんふくしの家八日市	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市立山上こどもの家	滋賀県東近江市八日市浜野町 2 番 17 号 特定非営利活動法人しみんふくしの家八日市	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市立五個荘こどもの家	滋賀県東近江市沖野三丁目 2 番 17 号 特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワーク	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市立湖東第二こどもの家	滋賀県東近江市沖野三丁目 2 番 17 号 特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワーク	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで

東近江市立能登川東 こどもの家	滋賀県東近江市小川町258番地 東近江市立能登川東こどもの家保護者会	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
東近江市立能登川西 こどもの家	滋賀県東近江市伊庭町2856番地 東近江市立能登川西こどもの家スマイル保護者会	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
東近江市立能登川南 こどもの家	滋賀県東近江市沖野三丁目2番17号 特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワーク	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
東近江市立能登川北 こどもの家	滋賀県東近江市福堂町1195番地3 能登川北こどもの家保護者会	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
東近江市立蒲生東こ どもの家	滋賀県東近江市桜川東町455番地 蒲生東こどもの家「たんぽぽ」	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
東近江市立蒲生西こ どもの家	滋賀県東近江市沖野三丁目2番17号 特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワーク	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで